

■第406回食品安全委員会

日時：平成23年11月10日（木）14：00～15：01

傍聴者：10名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

（ア）遺伝子組換え食品等

- 1）BR151（pUMQ1）株を利用して生産された4- α -グルカノトランスフェラーゼ
・厚生労働省から説明。
・本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。
* デンプンから糖質を生産するために使用される食品添加物です。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

- 1）「ジメタメトリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。
・評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
* 除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（3）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- 1）「BR151（pUAQ2）株を利用して生産された6- α -グルカノトランスフェラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- 2）「高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1と除草剤グリホサート耐性ダイズMON-04032-6を掛け合わせた品種」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
・本2件の評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
* 1）デンプンから糖質を生産するために使用される食品添加物です。
* 2）安全性の評価が終了しているダイズ2品種を交配によって掛け合わせた品種です。

（4）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- 1）農薬「サルフエナシル」に係る食品健康影響評価について
・「サルフエナシルの一日摂取許容量（ADI）を0.009mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
* 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、穀類、豆類、ぶどう、かんきつ類、仁果類、ナッツ類、畜産物等へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）申請がされています。

（5）平成23年度食品安全確保総合調査対象課題（案）について

- ・廣瀬委員及び事務局から説明。
- ・平成23年度食品安全確保総合調査の追加対象課題が案のとおり決定された。

（6）食品安全関係情報（10月7日～10月21日収集分）について

- ・事務局から説明。